

巻頭言

これからの医療と病院図書室の役割

近畿病院図書室協議会会長 白方 誠 彌

21世紀を間近にして、日本にとっての最大の課題は、今後急速に進む高齢化社会に対する対策であろう。1961年国民皆保険制度が施行されてから急速に普及した医療は国民に十分な恩恵を与えてくれたが、他方医療費の増加が経済全体にとって負担となってきた。そのため第1次医療法改正では、地域医療計画によって病床の増加を抑制し自由な病院建設は出来なくなったのである。その代わり老人のためにゴールドプラン10カ年計画によって、老人保健施設と、特別養護老人ホームの建設を進めている。第2次医療法改正では病院機能を分化するために、大学病院及び国立がんセンター、国立循環器病センター等最先端の医療を施す特定機能病院と慢性期疾患の療養を受け持つ療養型病床群とを発足させている。今後は一般病院をどのように分類するか、診療所の在り方をどのように規定するかなどについての第3次医療法改正の作業が進められている。

今年4月の医療費改定は、療養型病床群に対するきめ細かい改定と、在宅医療を明確に医療の中心に置いたことが特徴である。10月からは、給食費の一部負担を実施することが決まっており、受益者負担の方向性を示した事では大きな意味をもっている。また看護基準制度も廃止され、実際に看護業務に従事している看護婦の人数と介護を行っている看護助手の人数で評価されることになる。更に特筆すべき事は2年後に付添い婦制度を廃止する事を決めたことである。日本の医療で最も遅れていた老人医療の改善に向けての第一

歩を踏み出したと言えよう。このように病院の機能分化が進んでいく中で、今後は各医療機関は病診、病病連携によって地域医療に取り組んでいかなければならない。

さてこのような医療環境にあって、これからの病院は、自己の病院の役割が何処にあるかを十分に検討し、それに対応した対策を立てなければならない。しかし、どのような立場の病院であっても、次に挙げる条件を満たす必要がある。

1. 自己の病院に於ける診療機能を十分に発揮できる設備を備えていること。
2. 診療を円滑に行える勤務体制を整えること。
3. 優れた医療従事者を揃えること。
4. 患者さんに満足を与える接遇を行うこと。

これらの中で、私的病院にとって最も困難なことは、よいアメニティを持った病院の建設である。最近新しく建設された国公立の病院を見ると、そのすばらしさには、ただただ驚嘆するばかりである。税金で建てられている病院と借金で建てざるを得ない私的病院との格差は余りにも大きくてどうにも手の施しようが無い。しかし、全ての病院にとって努力で為しうることは、医療従事者が行うことの出来る「医療内容の向上とサービス」である。今後この努力を怠った場合には病院の将来はないと言っても過言ではない。

このような医療環境にあって、病院図書室の役割は何であるかについて考えてみたい。近代医学の最大の特長は、コンピューターの発達による画像診断の進歩である。また各種

の検査機器の発達である。これらを十分に活用するためには、医師は勿論のこと看護婦、コ・メディカルの人たち、更には医事課職員等事務系職員も十分な専門知識を持っていることが大切になってくる。これらの医療従事者に対して求められる情報を速やかに提供する部署として「病院図書室」があると言えよう。病院図書室の充実については、先ず日常必要な医学、看護学、薬学、コメディカル関係図書、病院運営関係図書等の整備と、月刊雑誌の購入が必要になる。またそこで勉強できるスペースも設けなければならない。次に文献検索のためのコンピューターの設置も必要である。更に、従来薬品会社のMRに依存していた文献入手が禁止されたので、今後は各病院図書室で行う必要があり、そのためのネットワーク作りも益々重要な仕事となってくるものと思う。このように考えてくると

「病院図書室」は新しい病院作りの大切な部署として見なおされなければならない。従来病院図書室は必ずしも重要視されなかったところもあるように思う。しかし、今後、各病院はその充実のために努力する必要がある。現在まで近畿病院図書室協議会は、それぞれに多忙の中で互いに協力し合って立派な運営をされてきたことには敬意を表するものである。現在、この会に加入を希望される病院が増加していることはその重要性が更めて認識されたことであり、しかも全国規模に拡大されていることは、その事実を如実に物語るものである。今後各病院の病院図書室が設備の面に於いても、人材の面でも充実していけることを切に希望するものである。現在この仕事に携わっておられる方々の尚一層の活躍を期待したい。